

児童手当 特例給付を 振り込みます

6～9月分の児童手当を 10月11日(金)に 振り込みます。

9月の 中旬ごろ(15日くらい)に 請求書または現況届を 出した人は 11月以降に振り込みます。

児童手当・特例給付は 請求書を 出した月の 次の月に 振り込みます。

出すのが 遅くなると その月のお金が もらえなくなります。

気をつけてください。

問い合わせ

各区子育て支援課（葵区 ☎ 221-1093 駿河区 ☎ 287-8674
清水区 ☎ 354-2120 蒲原出張所 ☎ 385-7790



児童扶養手当の制度が 変わりました

11月分(2025年1月の支給)の 児童扶養手当から 所得の要件が 変わります。
ひとり親家庭等で 要件の変更で 新しい受給資格を 取る人は 申請が必要です。

詳しくは 市の ウェブサイトから <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2873/hitorioya/s009124.html>

問い合わせ

各区子育て支援課（葵区 ☎ 221-1093 駿河区 ☎ 202-5815 清水区 ☎ 354-2120）
蒲原出張所 ☎ 385-7790



しずおかしこくさいこうりゅうか
静岡市国際交流課が

やさしい日本語にしました